

高松地区中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加規定

1 参加を認める大会

「高松地区中学校総合体育大会」及び「高松地区中学校新人体育大会」の2大会とする。

2 参加を認める条件

- (1) 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは香川県競技団体への登録及び、地域クラブ活動として傷害保険への加入が完了していること。
- (2) 香川県中学校体育連盟が指定する期限内に、香川県中学校体育連盟の加盟登録が完了していること。
- (3) その他、以下の条件を具備すること。
 - ① 高松地区中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - ② 生徒の年令および修業年限が我が国の中学校と一致していること（原則、香川県下の中学校に在籍している生徒であること）。
 - ③ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもと、香川県下で適切に指導が行われていること。
 - ④ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - ⑤ 高松地区中学校体育連盟が主催する大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - ⑥ 地域クラブ活動で高松地区中学校体育連盟が主催する大会に出場する際は、その大会に伴う上位大会（香川県大会、四国大会、全国大会）を含め、在籍中学校での大会参加は原則認めない。その逆も同様である。

3 高松地区中学校体育連盟が主催する大会に参加した場合に守るべき条件

- (1) 大会の開催要項に記された内容を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- (2) 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、事故発生に備えた万全の事故対策を立てておくこと。（競技中の事故に対しては、応急手当のみ行う。大会期間中の事故の補償は各団体で加入した傷害保険等の適用を受けること。）
- (3) 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- (4) 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチーム参加はできない）。

4 参加を認めない場合

- (1) 登録の申請に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。
- (2) 原則、県をまたぐことは認めない。ただし、以下のすべてを満たす場合に限り特別に認める。
 - ① 生徒が在籍する学校に該当する部活動がない場合。
 - ② 県内に『該当する地域クラブ活動がない』または、『地理的条件などにより、日常的に練習参加することが実質不可能である』場合。
 - ③ 四国ブロック内に限り、隣接する県をまたぐことを認める。（愛媛県及び徳島県）

※1 この規定は、令和5年4月1日より適用する。 令和6年4月1日一部改訂

※2 この規定は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この規定は、今後も検討を続けていく。